

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

札幌心臓血管クリニック 札幌市東区北49条東16丁目8番1号 平成24. 3.30

札幌市の項医療法人社団札幌清田整形外科病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

函館市の項函館赤十字病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

小樽市の項小樽循環器病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

旭川市の項独立行政法人国立病院機構道北病院の事項及び同項市立旭川病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

岩見沢市の項岩見沢市立総合病院の事項及び同項独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

網走市の項J A北海道厚生連網走厚生病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

稚内市の項市立稚内病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

美唄市の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

紋別市の項医療法人社団耕仁会曾我クリニックの事項及び同項北海道立紋別病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

三笠市の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

根室市の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

千歳市の項医療法人社団千歳豊友会病院の事項中「医療法人社団千歳豊友会病院」を「医療法人社団豊友会千歳豊友会病院」に、「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

深川市の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

八雲町の項八雲町熊石国民健康保険病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

せたな町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

長万部町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

奥尻町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

奈井江町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

月形町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

沼田町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

上富良野町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

美深町の項の次に次の1項を加える。

音威子府村 音威子府村立診療所 中川郡音威子府村字音威子府 平成24. 3.30
509番地88

猿払村の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

浜頓別町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。

目次	ページ
告 示	
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正…………… (医療政策課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業支援課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業支援課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	2
○土地改良事業の計画変更の認可申請の適否の決定…………… (農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	4
○知事権限に係る保安林の指定の解除 (2件) …… (治山課)	5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	5
○二級河川の指定…………… (河川課)	5
○二級河川の指定の一部改正…………… (河川課)	5
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (砂防災害課)	6
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (出納局総務課)	6
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……	6
道企業管理規程	
○沼の沢取水堰管理規程の一部を改正する規定……………	8

告 示

北海道告示第244号

昭和62年北海道告示第1770号 (救急病院及び救急診療所の認定) の一部を次のように改正する。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項医療法人禎心会病院の事項の次に次の1項を加える。

中頓別町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。
 枝幸町の項枝幸町国民健康保険病院の事項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。
 豊富町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。
 利尻町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。
 大空町の項中「女満別中央病院」を「医療法人社団双心会女満別中央病院」に、「平成23. 3.31」を「平成24. 3.30」に改める。
 津別町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。
 斜里町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。
 雄武町の項中「平成21. 3.31」を「平成24. 3.31」に改める。
 芽室町の項の次に次の1項を加える。
 更別村 更別村国民健康保険診療所 河西郡更別村字更別190番地 1 平成24. 3.30
 足寄町の項の次に次の1項を加える。
 陸別町 陸別町国民健康保険関寛斎診療所 足寄郡陸別町字陸別東2条3丁目1番地 平成24. 3.30
 弟子屈町の項中「平成21.3.31」を「平成24.3.31」に改める。

北海道告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成21. 3.24	南美原土地改良区
同 21. 3.26	沼田町土地改良区

北海道告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成21年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
てしおがわ土地改良区	風連別川補助線頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	風連別川29線頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年4月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
第一	中山間地域総合農地防災（農業用排水施設、暗きょ排水）	北海道留萌支庁
達布	同	同

北海道告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成21年4月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成21年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
浦幌町農業協同組合	上浦幌	基盤整備促進 [基盤整備]（暗きょ排水、客土）	北海道十勝支庁
同	下浦幌	同（暗きょ排水）	同

北海道告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林の所在場所 根室市初田牛278の2
- (2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 野付郡別海町上風連246の5（次の図に示す部分に限る。）、246の3

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上風連246の5

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 野付郡別海町別海205の18、205の26、205の28、206の2、206の11、206の12、206の16、206の20、206の26、206の32、207の10、207の22、208の4から208の6まで、208の11、208の12、208の33

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課並びに根室市役所及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第250号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路市音別町音別原野西一線183の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 網走市字音根内301地先・301・304・345の1（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、302、303、字栄166の4・403の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、403の3、404

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 網走市字稲富90の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）、71の1・71の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌市大字留萌村字ペンケベサン1581の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町字樽岸町建岩98の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）、169・179・195の2・197の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡置戸町字境野286の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字上藻1005の1地先・1005の1・1006・1008・1013の1（以上1筆地先4筆について次の図に示

す部分に限る。）、1007、1009

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字貫気別276の1・278の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、277の5、277の6、279の1、280の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。

字貫気別276の1・278の5・279の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 二海郡八雲町上の湯370、371

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 野付郡別海町上風連246の7、246の8 |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解除の理由 | 指定理由の消滅 |
| 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 標津郡標津町字茶志骨538の1（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解除の理由 | 指定理由の消滅 |

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第253号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 江別市元野幌1211・1212（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解除の理由 | 道路用地及び河川管理施設用地とするため |
| 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 恵庭市北島39、77、85 |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解除の理由 | 河川管理施設用地とするため |

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩支庁産業振興部林務課及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第254号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 美瑛市（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) 解除の理由 | 鉱業用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 美瑛市1849の1（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) 解除の理由 | 鉱業用地とするため |
| 3(1) 解除予定保安林の所在場所 | 上川郡清水町字美蔓1000の14（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解除の理由 | 道路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに美瑛市役所及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第255号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次の河川を二級河川として指定する。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	区		間
		上流端	下流端	
安平川	遠浅川	左岸	勇払郡安平町遠浅691番48地先	安平川への合流点
		右岸	苫小牧市字柏原123番1地先	
久根別川	水無沢川	左岸	亀田郡七飯町字桜町405番1地先	久根別川への合流点
		右岸	亀田郡七飯町字上藤城67番4地先	
久根別川	藤城川	左岸	亀田郡七飯町字上藤城39番6地先の藤城3号橋下流端	久根別川への合流点
		右岸	亀田郡七飯町字藤城169番2地先	

北海道告示第256号

平成3年北海道告示第608号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

明野川の項を次のように改める。

水系名	河川名	区		間
		上流端	下流端	
安平川	明野川	苫小牧市字高丘126番2地先の北海道縦貫	勇払川への合流点	

自動車道ボックスカルバート下流端

北海道告示第257号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の(6)森海岸の森町の項海岸保全区域の欄中5の事項を次のように改める。

5 鷲ノ木地区海岸の次の基点①から基点⑧までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点Aを結ぶ線、補点Aと補点Bを結ぶ線及び基点⑧と補点Bを結ぶ線によって囲まれた区域

基点① 座標値 X = -209, 178.243、Y = +24, 147.175

基点② 基点①から方向角311度39分50秒の方向17.874メートルの地点

基点③ 基点②から方向角311度39分54秒の方向12.908メートルの地点

基点④ 基点③から方向角314度55分34秒の方向187.865メートルの地点

基点⑤ 基点④から方向角305度26分18秒の方向38.444メートルの地点

基点⑥ 基点⑤から方向角298度25分25秒の方向48.770メートルの地点

基点⑦ 基点⑥から方向角314度08分06秒の方向30.589メートルの地点

基点⑧ 基点⑦から方向角320度33分50秒の方向39.018メートルの地点

補点A 基点①から方向角36度55分01秒の方向96.556メートルの地点

補点B 基点⑧から方向角58度00分04秒の方向95.419メートルの地点

北海道告示第258号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項社団法人北海道食品衛生協会の事項中「同 岩見沢支部岩見沢コミュニティプラザ出張所」を「同 岩見沢支部有明交流プラザ出張所」に改め、「同 美幌支部」を削る。

支 庁 告 示

北海道留萌支庁告示第40号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年4月3日

北海道留萌支庁長 西田 俊夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 複写機等の賃貸借その1
デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
 - (2) 複写機等の賃貸借その2
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
 - (3) 複写機等の賃貸借その3
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
 - (4) 複写機等の賃貸借その4
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
 - (5) 複写機等の賃貸借その5
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
 - (6) 複写機等の賃貸借その6
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
 - (7) 複写機等の賃貸借その7
デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
 - (8) 複写機等の賃貸借その8
デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
- 2 落札を決定した日
平成21年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 複写機等の賃貸借その1
ア 氏 名 北鐘興産株式会社
イ 住 所 増毛郡増毛町畠中町3丁目82
 - (2) 複写機等の賃貸借その2
ア 氏 名 株式会社栄進堂
イ 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号
 - (3) 複写機等の賃貸借その3
ア 氏 名 株式会社栄進堂
イ 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号
 - (4) 複写機等の賃貸借その4
ア 氏 名 株式会社栄進堂
イ 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号

(5) 複写機等の賃貸借その5
 ア 氏名 北鐘興産株式会社
 イ 住所 増毛郡増毛町畠中町3丁目82

(6) 複写機等の賃貸借その6
 ア 氏名 北鐘興産株式会社
 イ 住所 増毛郡増毛町畠中町3丁目82

(7) 複写機等の賃貸借その7
 ア 氏名 株式会社旭屋書店
 イ 住所 苫前郡羽幌町南3条3丁目7番2号

(8) 複写機等の賃貸借その8
 ア 氏名 北鐘興産株式会社
 イ 住所 増毛郡増毛町畠中町3丁目82

4 落札金額

(1) 複写機等の賃貸借その1
 基本料金 1月当たり 21,400円
 複写料金 フルカラー 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 22.70円
 1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 19.50円
 3,001枚以上 1枚当たり 18.20円
 モノクロ 1枚以上 1枚当たり 4.80円

(2) 複写機等の賃貸借その2
 基本料金 1月当たり 6,300円
 複写料金 1枚から 1,000枚まで 1枚当たり 2.10円
 1,001枚から 5,000枚まで 1枚当たり 2.10円
 5,001枚以上 1枚当たり 2.10円

(3) 複写機等の賃貸借その3
 基本料金 1月当たり 5,400円
 複写料金 1枚から 1,000枚まで 1枚当たり 1.80円
 1,001枚から 5,000枚まで 1枚当たり 1.80円
 5,001枚以上 1枚当たり 1.80円

(4) 複写機等の賃貸借その4
 基本料金 1月当たり 14,800円
 複写料金 1枚から 200枚まで 1枚当たり 5.00円
 201枚から 500枚まで 1枚当たり 4.90円
 501枚以上 1枚当たり 4.50円

(5) 複写機等の賃貸借その5

基本料金 1月当たり 55,900円
 複写料金 1枚から 1,000枚まで 1枚当たり 4.50円
 1,001枚から 4,000枚まで 1枚当たり 3.90円
 4,001枚以上 1枚当たり 3.50円

(6) 複写機等の賃貸借その6
 基本料金 1月当たり 30,500円
 複写料金 1枚から 2,000枚まで 1枚当たり 4.50円
 2,001枚から 5,000枚まで 1枚当たり 3.90円
 5,001枚から20,000枚まで 1枚当たり 3.50円
 20,001枚以上 1枚当たり 3.20円

(7) 複写機等の賃貸借その7
 基本料金 1月当たり 21,900円
 複写料金 モノクロ 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 4.80円
 1,001枚以上 1枚当たり 4.30円
 フルカラー 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 22.70円
 1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 19.50円
 3,001枚以上 1枚当たり 18.20円
 カラープリント 1枚以上 1枚当たり 22.70円

(8) 複写機等の賃貸借その8
 基本料金 1月当たり 21,300円
 複写料金 モノクロ 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 4.70円
 1,001枚以上 1枚当たり 4.20円
 フルカラー 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 22.50円
 1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 19.40円
 3,001枚以上 1枚当たり 18.00円
 カラープリント 1枚以上 1枚当たり 22.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年2月3日付け北海道留萌支庁告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 複写機等の賃貸借その1からその5

ア 名称 北海道留萌支庁地域振興部総務課

イ 所在地 留萌市住之江町2丁目

(2) 複写機等の賃貸借その6からその8

ア 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課
 イ 所在地 留萌市住之江町2丁目

北海道十勝支庁告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成21年4月3日

北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機の賃貸借契約その1
 複写機等の賃貸借 1台（1月当たりの単価）
- (2) 複写機の賃貸借契約その2
 複写機等の賃貸借 1台（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成21年3月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 複写機の賃貸借契約その1
 ア 氏 名 キョーワ事務機株式会社
 イ 住 所 帯広市西6条南34丁目45番地
- (2) 複写機の賃貸借契約その2
 ア 氏 名 キョーワ事務機株式会社
 イ 住 所 帯広市西6条南34丁目45番地

4 落札金額

- (1) 複写機の賃貸借契約その1
 基本料金 0円
 複写料金 1枚から 500枚まで 1枚当たり 2.20円
 501枚から1,500枚まで 1枚当たり 2.20円
 1,501枚以上 1枚当たり 2.20円
- (2) 複写機の賃貸借契約その2
 基本料金 0円
 複写料金 1枚から 300枚まで 1枚当たり 2.20円
 301枚以上 1枚当たり 2.20円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の告示

平成21年1月27日付け北海道十勝支庁告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝支庁産業振興部農務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 企 業 管 理 規 程

沼の沢取水堰管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成21年4月3日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道企業管理規程第6号

沼の沢取水堰^{せき}管理規程の一部を改正する規程

沼の沢取水堰管理規程（平成5年北海道企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沼の沢取水堰^{せき}管理所」を「夕張川発電管理事務所」に改める。

第5条中を「石狩、空知及び後志」を「南空知」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条及び第17条）

通知の相手方		通知の方法	摘 要
名 称	担 当 機 関 の 名 称		
北 海 道 知 事	札幌土木現業所長沼出張所	加入電話	0123-88-2346
川端ダム出張所長	川端ダム管理係	加入電話	0123-85-2311
北 海 道 開 発 局 長	石狩川開発建設部江別河川事務所	加入電話	011-382-2358

別表第2第1号スピーカーの項スピーカーの位置欄中「229-3番地」を「228-3番地」に、同表第3号スピーカーの項スピーカーの位置欄中「沼の沢」を「紅葉山」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月3日から施行する。